

JATA会員向け団体保険制度一覧 保険始期月

1. 旅行特別補償保険	7月
2. 旅行事故対策費用保険	7月
3. インバウンドトラベル保険	7月
4. 旅行業者賠償責任保険	12月
5. 旅程保証責任保険	12月

JATA「インバウンドトラベル保険 包括契約」 団体募集のご案内

訪日外国人旅行者が万が一、日本滞在中に事故・事件・災害等の緊急事態に遭遇した際に、医療保険に加入していない訪日外国人にとって、医療費は思わぬ高額出費となります。

受け入れ旅行会社として「事故対応費用」の確保をはじめ、適切な対応が取れる体制を確立しておくことが、喫緊の課題と思われまます。年々増加する訪日外国人旅行への対応をぜひご検討ください。

<JATAインバウンドトラベル保険の3大特長>

1. 充実した緊急時医療サービス

訪日外国人旅行者の日本滞在中の傷害または疾病（※）による治療費用を、受け入れ機関が緊急措置として負担した場合、その費用を補償。さらに、適切な病院の紹介、緊急搬送等を手配する24時間・年中無休の「アシスタンスサービス」を提供。

※「エコノミープラン」を除く

2. 旅行会社の「事故対応費用」を補償

訪日外国人が日本滞在中に災害や事故等の緊急事態に遭遇した際に、事故現場への担当者の派遣や通信費などの対応費用を補償。

3. 「救援者費用」を補償

訪日外国人が日本滞在中に偶発的な事故や病気により入院または死亡した場合、その親族等が日本に赴く際の航空運賃等の交通費や、負傷者・ご遺体の移送費用などを補償。

インバウンドトラベル保険の概要

「インバウンドトラベル保険」は、
「訪日外国人旅行を取り扱う旅行会社のリスクヘッジ」および
「緊急事態に遭遇した訪日外国人への適切な対応」を目的とした商品です。

■「インバウンドトラベル保険」は以下のリスクを補償いたします。

訪日外国人受入れ会社等の「リスクヘッジ」に…

事故対応費用

訪日外国人旅行者が日本滞在中、以下の場合に補償します。

- (イ) 急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日から180日以内に死亡または通算して7日以上入院した場合
- (ロ) 急性中毒にかかり事故の日から180日以内に死亡または通算して7日以上入院した場合
- (ハ) 急激かつ偶然な外来の事故により遭難をし、48時間を経過しても発見されない場合
- (ニ) 身体に不法な支配を受け行動の自由を妨げられた場合
- (ホ) 疾病(妊娠、出産、早産、流産は含みません。)または妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合
- (ヘ) 発病した疾病(妊娠、出産、早産、流産は含みません。)により、日本国外に出国した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合(日本滞在中に医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限りします。)
- (ト) 発病した疾病(妊娠、出産、早産、流産を原因とする疾病および歯科疾病は含みません。)により、継続して7日以上入院した場合(ただし日本滞在中に医師の治療を開始した場合に限りします。)
- (チ) 自殺行為により180日以内に死亡または継続して7日以上入院した場合
- (リ) 行方不明(故意を除く)となり、48時間を経過しても発見されなかった場合に、被保険者(受入れ先等)が負担した次の費用をお支払いします(但し、事故の日から180日以内に負担した費用に限りします)
 - ① 役員、使用人または代理人を現地に派遣したときの交通費・宿泊費・渡航手続費・出張手当(1人1日につき1万円限度、出張規定がない場合は1人1日につき5,000円)
 - ② ランドオペレーターに事故対応のために支払った費用(1人1日につき1万円かつ通算して50人日分を限度)
 - ③ 被保険者が必要とした通信費用
 - ④ 被保険者が訪日外国人旅行者の法定相続人またはその代理人と応対したときのホテル・事務所等の応対施設借上げ費用、訪日外国人旅行者の法定相続人またはその代理人が日本国内における被保険者の営業店舗または被保険者の指定する連絡場所を訪問したときの交通費および宿泊費(宿泊費については、1名につき14日分限度)等の緊急対応関係費用
 - ⑤ 上記(ハ)に該当した訪日外国人旅行者の捜索活動のために被保険者が負担した現地捜索費用

救援者費用

訪日外国人旅行者が日本滞在中に左記(イ)～(リ)に該当した場合、その捜索、看護または事故処理等のために、

- ① 海外にいる被保険者の法定相続人が日本に救援者として来る際にかかる交通費・宿泊費・渡航手続費(2名分を限度)
- ② 遺体移送費および遺体処理費
- ③ 移転費等を被保険者が負担した場合に保険金をお支払いします。

見舞費用

- 弔慰金: 死亡の場合、1名につき30万円を限度として実際に負担した費用をお支払いします。
- 見舞金: 死亡以外の場合、1名につき10万円を限度として実際に負担した費用をお支払いします。

臨時費用

臨時費用として、事故対応費用および救援者費用の合計額の20%をお支払いします。(ただし、出張手当は対象としません)
「事故に遭遇した旅行者数×30万円」が支払限度額となります。

支払責任の拡大に関する特約

訪日外国人旅行者のケガまたは急性中毒による入院日数(通算7日以上)の規定を3日以上に短縮して適用する特約です。
「疾病危険等補償特約」を付帯している場合には、病気等による入院日数の規定についても、同様となります。
また、基本契約において免責となっている暴動の場合についても、この特約により補償します。

訪日外国人の「プロテクション」に…

傷害治療費用

訪日外国人旅行者が日本滞在中に急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被り、医師の治療を要したときに被保険者(受入れ先等)が負担した治療費用等(既往症・妊娠関連・歯科疾病を除く)に対し、保険金をお支払いします。

(注) 訪日外国人旅行者が日本に到着した時から日本を出国するまでの間に要した治療費用に限りします。

疾病治療費用

(「エコノミープラン」を除く)

訪日外国人旅行者が日本滞在中に発病した疾病により医師の治療を要したときに被保険者(受入れ先等)が負担した治療費用等(既往症・妊娠関連・歯科疾病を除く)に対し、保険金をお支払いします。

(注) 訪日外国人旅行者が日本に到着した時から日本を出国するまでの間に要した治療費用に限りします。

傷害死亡・傷害後遺障害

訪日外国人旅行者が日本滞在中に急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被り、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害が生じたとき保険金をお支払いします。

賠償責任保険

(「エコノミープラン」を除く)

訪日外国人旅行者が日本滞在中に生じた偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の滅失、汚損もしくはき損について法律上の賠償責任を負ったとき保険金をお支払いします。

アシスタンスサービス

「インバウンドトラベル保険」は、緊急事態に遭遇した訪日外国人への適切な対応を取るために24時間・年中無休の「アシスタンスサービス」が付帯されています。

■ アシスタンスサービスの主な内容

複数のアシスタンス会社を利用し、それぞれの地域に精通した情報を駆使することにより、コーディネーターとして高品質な緊急医療サービスをご提供いたします。

- 救急病院の紹介・手配
- 転院の手配(専門医のいる適切な病院)
- 交通機関の手配(救急飛行機・ヘリコプター・救急車など)
- 付添医師・看護師の手配
- 本国への移送の手配
- 遺体送還 など

365日
24時間
対応

原則として日本語でのご対応となりますが、緊急搬送等のアシスタンスサービスは必要に応じて英語、フランス語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語でも対応いたします。

ご加入の手続き

(1) 保険申込方法

添付されております「加入依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、取り急ぎFAXにて「(株)ジャタ」までご返信ください。また、本紙は追って郵送にてご返送ください。

ご返信
および
ご返送先

◎まずはFAXしてください FAX.03-3504-1753
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル4F
(株)ジャタ「JATAインバウンドトラベル保険 包括契約」係

(2) 暫定保険料のお振込

別紙計算シートに基づいて計算された加入期間中、見込旅行者数に応じた暫定保険料を下記口座までお振込みください。

お振込口座

三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店 普通No.5000509
シャ)ニホンリョコウギョウキョウカイ

※本包括保険契約は、加入期間の暫定保険料を一括にてお支払いいただき、加入期間終了時に実際との差額を精算させていただきます。

(3) 募集の申込・振込締切日

2017年6月20日(火) [申込・振込] 締切

※上記締切日までに「加入依頼書」が(株)ジャタに到着しなかった場合、また暫定保険料が着金しない場合は7月1日より保険を開始できないことがございますのでご注意ください。

その他

(1) 毎月の契約報告

所定の報告用紙(後日送付いたします)に、旅行毎の取扱人員と旅行日数等をご記入いただき1ヶ月分をとりまとめの上、翌月の10日までにご通知いただくこととなります。事務の詳細につきましては「JATAインバウンドトラベル保険包括契約の手引き」(後日加入会員に送付)をご参照ください。

(2) 確定保険料の精算

確定保険料は、包括契約(特約)期間の終了後、毎月のご通知に基づき速やかに「(株)ジャタ」で計算し、期初にお納めいただいております暫定保険料との差額を精算いたします。

(3) 事故の報告

事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店である「(株)ジャタ」へご一報いただき、保険金請求に必要な書類等のアドバイスを受けてください。保険金請求時の必要書類の中には、現地で取得しておかなければならないものがありますのでご注意ください。詳細は、「JATAインバウンドトラベル保険包括契約の手引き」(後日加入会員に送付)をご参照ください。なお、事故の日から30日以内に取扱代理店または引受保険会社にご通知のない場合は保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

インバウンドトラベル保険のご契約方法

保険契約者および被保険者、ご契約方法は以下のようになります。

- 保険契約者：一般社団法人 日本旅行業協会
- 被保険者：本保険加入の会員各社(第1種・第2種・第3種旅行業、代理業)および訪日外国人旅行者
- 契約方式：包括契約(毎月報告・一括精算)方式
- 加入期間：2017年7月1日 0:00~2018年6月30日 24:00(継続時より1年更新となります。)

加入期間 **2017年7月1日 ~ 2018年6月30日まで**

*補償期間は、訪日外国人が「日本に入国された時」から「日本を出国する時」までの期間です。

保険料目安(「支払責任の拡大に関する特約」付帯)

補償項目	プラン	充実プラン		標準プラン		エコノミープラン	
		S1	A1	A2	B1	B2	
保険金額	事故対応費用/救援者費用	300万円	300万円	100万円	300万円	100万円	
	傷害治療費用	500万円	300万円	100万円	300万円	100万円	
	疾病治療費用	500万円	300万円	100万円			
	傷害死亡・傷害後遺障害	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	
	賠償責任	5,000万円	3,000万円	1,000万円			
一人あたりの保険料	2日まで	1,263円	1,210円	1,091円	371円	322円	
	3日まで	1,714円	1,643円	1,478円	466円	399円	
	5日まで	2,006円	1,924円	1,716円	567円	472円	
	7日まで	2,412円	2,314円	2,053円	689円	563円	
	10日まで	2,936円	2,819円	2,486円	856円	688円	
	14日まで	3,523円	3,384円	2,965円	1,066円	840円	
	17日まで	4,061円	3,901円	3,409円	1,234円	965円	
	21日まで	4,515円	4,339円	3,772円	1,433円	1,108円	
	24日まで	5,167円	4,966円	4,317円	1,635円	1,263円	
	27日まで	5,797円	5,571円	4,843円	1,832円	1,414円	
	1ヶ月まで	6,400円	6,151円	5,333円	2,042円	1,565円	

ご注意

1. 左記保険料は1名分の保険料を表示していますが複数名の場合は、端数処理の関係で保険料が異なる場合があります。
2. 左記プランは保険期間1ヶ月までのご契約となります。事故対応費用/救援者費用保険の保険料は保険期間31日で算出しています。
3. 傷害・疾病治療費用の補償対象期間は、訪日外国人旅行者1名につき日本に入国した時から日本を出国するまでを補償します。
4. 左記以外の組み合わせ、加入期間または地震等の天災を補償するプランをご希望の場合は保険料が異なりますので、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

インバウンドトラベル保険のご説明 (旅行事故対策費用保険・国内旅行傷害保険)

保険金種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
旅行事故対策費用保険	事故対応費用保険金	<p>被保険者(外国人受入れ先等)が事故発生の日からその日を含めて180日以内に負担した次の費用をお支払いします。</p> <p>(1) 後援、費用または旅券印紙代、査証費、予防接種料等 ①交通費 ②宿泊費 ③渡航手続費 ④出張手当(1人1日につき1万円を限度、出張規定がない場合は1人1日につき5,000円とします。)</p> <p>(2) フンドオペレーターに事故対応のために支払った費用(1人1日につき1万円を超過して50日分を限度とします。)</p> <p>(3) 被保険者が必要とした通信費用</p> <p>(4) 被保険者が訪日外国人旅行者の法定相続人またはその代理人と対応したときの下記の緊急応対関係費用 ①ホテル・事務所等の応対施設借上げ費用 ②訪日外国人旅行者の法定相続人またはその代理人が日本国内における被保険者の営業店舗または被保険者の指定する連絡場所を訪問したときの交通費および宿泊費(宿泊費については1名につき14日分を限度)</p> <p>(5) 左記①に該当した訪日外国人旅行者の捜索活動のために被保険者が負担した現地捜索費用</p>	<p>①保険契約者、被保険者または訪日外国人旅行者の故意または重大な過失による事故 ②訪日外国人旅行者の犯罪行為、または闘争行為(けんか)による事故 ③無資格運転または酒気帯り運転(酒酔い運転を含みます。)、麻薬等により正常な運転ができない状態での運転中に生じたケガ ④地震・噴火・津波・戦争・その他の変乱による事故 ⑤核燃料物質による事故 ⑥ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山は、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険なスポーツなどをしてしている間の事故 ⑦外科的手術やその他の医療処置による事故。ただし弊社が保険金を支払うべきケガを治療する場合はお支払いします。 ⑧訪日外国人旅行者の自動車、原動機付自転車、モーターボート等による競技、競争、興行(練習を含みます)または試運転している間、もしくは競技場でのフリー走行等を行っている間に被った事故</p>
	救護者費用保険金	<p>(1) 訪日外国人旅行者の救護者(法定相続人またはその代理人)が捜索、看察、事故処理等のために現地に赴いた場合に、被保険者が負担した次の費用(計2名限度)(注1) ①交通費…救護者の住所から現地までの往復交通費および現地交通費 ②宿泊費…現地における救護者の宿泊費(1名につき14日分を限度) ③渡航手続費…旅券印紙代、査証費、予防接種料等 (注1)「支払責任の拡大に関する特約」が付帯されている場合で、入院日数が3日から6日までの場合は1名を限度とします。</p> <p>(2) 被保険者が負担した次の費用 ①遺体移送費および遺体処理費 ②傷者移転費</p>	<p>訪日外国人旅行者またはその法定相続人に対して被保険者が負担した次の費用をお支払いします。 ①弔慰金…訪日外国人旅行者が死亡したとき実際に負担した費用(1名につき30万円を限度) ②見舞金…訪日外国人旅行者が死亡以外のとき実際に負担した費用(1名につき10万円を限度)</p>
	見舞費用	<p>事故対応費用保険金および救護者費用保険金の合計額の20%をお支払いします。(事故に遭った訪日外国人旅行者数×30万円を限度。出張手当は対象となりません。)</p>	<p>訪日外国人旅行者が、日本国内において旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けた場合</p> <p>被保険者が負担した次の費用のうち、弊社が妥当と認めた金額を傷害治療費用保険金額を限度としてお支払いします。ただし、日本滞在中に要した費用に限り、</p> <p>(1) 医師または病院に支払った診察関係・入院関係費用(緊急移送費、治療を要する場合において医師の指示によりホテルで静養する場合ののホテル客室料などを含みます。)</p> <p>(2) 治療のために必要となった通訳雇入費用、交通費</p> <p>(3) 義手、義足の修理費</p> <p>(4) 訪日外国人旅行者が入院により必要となった次の費用。ただし1回のケガにつき①と②の合計で20万円を限度とします。 ①国際電話料等通信費 ②身の回り品購入費(5万円限度とします。)</p> <p>(5) 訪日外国人旅行者が治療のために旅行行程を離脱した場合に、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額を負担することを予定していた金額は差し引きます。)</p> <p>(6) 保険金請求のために必要な医師の診断書費用</p>
臨時費用	<p>訪日外国人旅行者が、日本国内において旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けた場合</p> <p>被保険者が負担した次の費用のうち、弊社が妥当と認めた金額を疾病治療費用保険金額を限度としてお支払いします。ただし、日本滞在中に治療を受けた場合に要した費用に限り、</p> <p>(1) 医師または病院に支払った診察関係・入院関係費用(緊急移送費、治療を要する場合において医師の指示によりホテルで静養する場合ののホテル客室料などを含みます。)</p> <p>(2) 治療のために必要となった通訳雇入費用、交通費</p> <p>(3) 訪日外国人旅行者の入院により必要となった次の費用。ただし1疾病(合併症および続発症を含む。)につき①と②の合計で20万円を限度とします。 ①国際電話料等通信費 ②身の回り品購入費(5万円限度とします。)</p> <p>(4) 訪日外国人旅行者が治療のために旅行行程を離脱した場合に、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額を負担することを予定していた金額は差し引きます。)</p> <p>(5) 保険金請求のために必要な医師の診断書費用</p> <p>(6) 法令にもとづく公的機関より、病原体に汚染された場所の消毒を命じられた場合にその消毒に要した費用</p>	<p>①保険契約者、被保険者または訪日外国人旅行者の故意または重大な過失によるケガ ②訪日外国人旅行者の自費行為・犯罪行為または闘争行為(けんか)によるケガ ③訪日外国人旅行者の無資格運転または酒酔い運転、麻薬等により正常な運転ができない状態での運転中に生じたケガ ④訪日外国人旅行者の疾病・脳疾患または心臓喪失によるケガ ⑤地震・噴火・津波・戦争・その他の変乱によるケガ ⑥核燃料物質によるケガ ⑦顔面神経麻痺(むちうち症)腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの ⑧ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山は、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険なスポーツなどをしてしている間のケガ(※1) ⑨訪日外国人旅行者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術やその他の医療処置により被ったケガ。ただし弊社が保険金を支払うべきケガを治療する場合はお支払いします。 ⑩自動車、原動機付自転車、モーターボート等による競技、競争、興行(練習を含みます)または試運転している間、もしくは競技場でのフリー走行等を行っている間に被ったケガ (※1)⑨については、あらかじめ所定の割増保険料をお支払いいただいている場合には保険金をお支払いいたします。</p>	
国内旅行傷害保険	傷害治療費用保険金	<p>訪日外国人旅行者が、日本国内において旅行行程中に、発病した疾病(妊娠、出産、早産、流産を含みません。)により医師の治療を受けた場合</p> <p>被保険者が負担した次の費用のうち、弊社が妥当と認めた金額を疾病治療費用保険金額を限度としてお支払いします。ただし、日本滞在中に治療を受けた場合に要した費用に限り、</p> <p>(1) 医師または病院に支払った診察関係・入院関係費用(緊急移送費、治療を要する場合において医師の指示によりホテルで静養する場合ののホテル客室料などを含みます。)</p> <p>(2) 治療のために必要となった通訳雇入費用、交通費</p> <p>(3) 訪日外国人旅行者の入院により必要となった次の費用。ただし1疾病(合併症および続発症を含む。)につき①と②の合計で20万円を限度とします。 ①国際電話料等通信費 ②身の回り品購入費(5万円限度とします。)</p> <p>(4) 訪日外国人旅行者が治療のために旅行行程を離脱した場合に、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額を負担することを予定していた金額は差し引きます。)</p> <p>(5) 保険金請求のために必要な医師の診断書費用</p> <p>(6) 法令にもとづく公的機関より、病原体に汚染された場所の消毒を命じられた場合にその消毒に要した費用</p>	<p>①保険契約者、被保険者または訪日外国人旅行者の故意または重大な過失によるケガ ②訪日外国人旅行者の自費行為・犯罪行為または闘争行為(けんか)により発病した疾病 ③戦争・その他の変乱により発病した疾病 ④顔面神経麻痺(むちうち症)腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの ⑤ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山は、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険なスポーツなどをしてしている間に発病した高山病、など</p>
	傷害死亡保険金	<p>日本国内において旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。(注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。</p>	<p>①保険契約者、被保険者または訪日外国人旅行者の故意または重大な過失によるケガ ②自費行為・犯罪行為または闘争行為(けんか)によるケガ ③無資格運転または酒気帯り運転(酒酔い運転を含みます。)、麻薬等により正常な運転ができない状態での運転中に生じたケガ ④地震・噴火・津波・戦争・その他の変乱によるケガ ⑤核燃料物質によるケガ ⑥顔面神経麻痺(むちうち症)腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの ⑦ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山は、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険なスポーツなどをしてしている間のケガ(※1) ⑧妊娠、出産、早産、流産または外科的手術やその他の医療処置により被ったケガ。ただし弊社が保険金を支払うべきケガを治療する場合はお支払いします。 ⑨自動車、原動機付自転車、モーターボート等による競技、競争、興行(練習を含みます)または試運転している間、もしくは競技場でのフリー走行等を行っている間に被ったケガ (※1)⑧については、あらかじめ所定の割増保険料をお支払いいただいている場合には保険金をお支払いいたします。</p>
	傷害後遺障害保険金	<p>日本国内において旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故発生の日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、重大な機能障害を残すなど身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>後遺障害の程度(第1級～第14級)に応じて、後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。</p> <p>死亡・後遺障害保険金額×100%～4%＝後遺障害保険金の額 (注)保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<p>①自動車(ゴルフカートを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)、銃銃(空気銃を除きます。))等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ②保険契約者または被保険者の故意による損害賠償責任 ③被保険者または被保険者の指図による暴行または殴りに起因する損害賠償責任 ④同席の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑤職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ⑥心臓喪失に起因する損害賠償責任 ⑦地震・噴火・津波・戦争・その他の変乱によって生じた損害 ⑧借りの物、預かった物に対する損害に対する損害賠償責任</p>
賠償責任保険金	<p>日本国内において旅行行程中の偶然な事故により、あやまって他人の財物をこぼしたり、他人にケガをさせたりして法律上の損害賠償責任を負わされたことにより損害を被った場合 (注1) 被保険者が所有、使用または管理している他人の財物に生じた損害に対する損害賠償責任はお支払いできません。 (注2) ホテル、旅館等の宿泊施設の客室および客室内の動産(客室外のセイフティーボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害はお支払いの対象となります。 (注3) レンタル業者から、契約者または被保険者が借り入れた旅行用品または生活用品は保険の対象となりません。</p> <p>損害賠償金および弊社の同意を得て支出した費用(応急手当、護送費用、訴訟費用など)の合計額をお支払いします。 (注1) 損害賠償金については、1回の事故につき、損害賠償責任保険金額を限度とします。 (注2) 弊社があらかじめ認められた応急手当、護送その他緊急措置に要した費用などは保険金額にかかわらずお支払いしますが、訴訟費用、弁護士報酬、または仲裁、和解もしくは調停費用については、一部お客様負担となる場合があります。 (注3) 賠償金額等の決定には、事前に弊社の承認が必要です。</p> <p>先取特権 被害者は、被保険者の弊社に対する保険金請求権について先取特権を有します。</p>	<p>①自動車(ゴルフカートを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)、銃銃(空気銃を除きます。))等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ②保険契約者または被保険者の故意による損害賠償責任 ③被保険者または被保険者の指図による暴行または殴りに起因する損害賠償責任 ④同席の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑤職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ⑥心臓喪失に起因する損害賠償責任 ⑦地震・噴火・津波・戦争・その他の変乱によって生じた損害 ⑧借りの物、預かった物に対する損害に対する損害賠償責任</p>	

上記ご説明は、疾病危険等補償特約、傷害治療費用補償特約、疾病治療費用補償特約が付帯されている場合のものです。

■ 契約手続その他この保険の詳細については、取扱代理店または引受保険会社へおたずねください。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

取扱代理店

(JATA指定事業委託会社)

株式会社 ジャタ

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル4階
TEL:03-3504-1751 FAX:03-3504-1753

引受保険会社

Chubb損害保険株式会社

2016年10月1日、「エース損害保険株式会社」から社名変更
〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山
www.chubb.com/jp

JATAインバウンドトラベル保険 包括契約加入依頼書

当社は裏面の定める事項に従い、JATA包括契約に加入いたします。

保険の対象とする旅行は、包括契約（特約）期間内に実施する1ヶ月以内の訪日外国人旅行とします。

加入期間：2017年7月1日 0:00 ~ 2018年6月30日 24:00

*申込締切日を過ぎてお申込いただいた場合は、毎月21日を締切日とし、翌月1日～6月30日となります。

加入者	所在地・会員名・代表者名はゴム印可 (所在地) 〒						(ご加入時の確認事項確認印兼用)	
	(会員名)						法人印	
	(代表者名)						印	
	都道府県		種別		種		登録 No.	
担当者		TEL			FAX			
		メールアドレス						

ご加入時の確認事項 加入資格は保険契約者である一般社団法人日本旅行業協会の正会員・協会員となります。
加入依頼者は下記の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について確認のうえ同意いたします。

*1種の会員は観光庁長官の登録No.を、2種・3種の会員は知事届出No.をご記入ください。

重要事項等説明書

1. 個人情報の取扱いについて

Chubb損害保険株式会社は、保険契約申込書等から得た個人情報（保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。）の取扱いについて以下のとおりとさせていただきます。なお、詳細については、Chubb損害保険株式会社ホームページ（www.chubb.com/jp）をご覧ください。

1. 主な利用目的について

- (1)Chubb損害保険株式会社またはChubb損害保険株式会社のグループ会社が取り扱う損害保険の案内、募集および販売
- (2)上記(1)に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
- (3)損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- (4)適正な保険金・給付金の支払
- (5)新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
- (6)その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

2. 第三者への情報提供について

Chubb損害保険株式会社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- (1)法令に基づく場合
- (2)Chubb損害保険株式会社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- (3)再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- (4)Chubb損害保険株式会社のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省

との間で共同利用を行う場合

2. 事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金の請求について一般社団法人日本損害保険協会に登録し、その情報により確認を行っております。確認内容は上記目的以外には用いませぬ。ご不明な点は、弊社にお問い合わせください。

(注)具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っております。

3. 保険会社破綻時の取扱いについて

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や解約返れい金の支払金額が削減されることがあります。引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険のご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返れい金が、下記の割合によって補償されます。

保険金支払い	解約返れい金
破綻後3ヶ月間は、保険金を全額支払(補償割合100%) 3ヶ月経過後は、補償割合80%	補償割合 80%

ご加入される保険種目

①旅行事故対策費用保険 + ②国内旅行傷害保険 (1か月まで)

*一人あたりの保険料については、別紙パンフレットより転記してください。

保険金額 (プランを選択してください。)	充実プラン	標準プラン		エコノミープラン	
	S1	A1	A2	B1	B2
包括契約期間中 予想取扱旅行者数					名
平均旅行日数 一人あたりの保険料*	泊				日 円
暫定保険料					円

《計算例》 包括契約期間中取扱い人数 100名、平均旅行日数 3日間、A1プランに加入の場合 (お一人あたりの保険料1,643円)

1,643円 × 100 (名) = 164,300円 (暫定保険料)

JATAインバウンドトラベル保険 包括契約加入にあたって

- 上記包括保険契約に加入する会員（以下「甲」という。）は、加入依頼書に定めた旅行の全てに対して、加入依頼書に定める保険契約の加入依頼をします。
- 甲は加入依頼書に定めた旅行に参加するすべての旅行者の氏名、連絡先、旅行期間、旅行経路等を記載した帳簿を備えつけるものとします。
- 甲は保険契約の加入依頼と同時に、加入依頼書に定める暫定保険料を保険契約者である一般社団法人日本旅行業協会（以下「乙」という。）に支払い、乙は本契約締結と同時に引受保険会社（以下「丙」という。）に支払います。引受保険会社は暫定保険料領収前に生じた事故に対しては保険金を支払いません。
- 甲は毎月末日を締切日とし、締切日後10日以内（以下「通知日」という。）に締切日前1ヶ月間に実施された「加入依頼書に定めた旅行」の全てについて旅行者数、旅行期間その他の必要項目を丙の定める通知書に記載して、乙を通じて丙に通知しなければなりません。
- 前項の通知に遅滞、脱漏があった場合は、包括契約（特約）期間終了後であっても、甲は異議なくこれに対する保険料を支払わなければなりません。
- 甲は包括契約（特約）期間終了後に4.の通知に基づく毎月の確定保険料の合計額と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- この規定に定めのない事項については、乙と引受保険会社間で別途締結される「インバウンドトラベル保険包括契約書」の規定に準ずるものとします。

保険金種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
旅行事故対応策費用保険金	事故対応策費用保険金 次のいずれかの事由に該当した場合 ①訪日外国人旅行者が、日本滞在中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故発生の日から180日以内に死亡し、または通算して7日以上入院した場合（注1） ②訪日外国人旅行者が、日本滞在中の急性中毒が原因で、事故発生の日から180日以内に死亡し、または通算して7日以上入院した場合（注1） ③訪日外国人旅行者が、日本滞在中の急激かつ偶然な外来の事故により避難し、48時間を経過しても発見されない場合 ④訪日外国人旅行者が、日本滞在中に身体に不法な支配を受け、行動の自由が妨げられた場合 ⑤訪日外国人旅行者が、日本滞在中に妊娠（妊娠、出産、早産、流産）または妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合 ⑥訪日外国人旅行者が、日本滞在中に発病した疾病（妊娠、出産、早産、流産）により、日本国外に出国した日からその日を始めて30日以内に死亡した場合（日本滞在中に医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。） ⑦訪日外国人旅行者が、日本滞在中に発病した疾病（妊娠、出産、早産、流産）により、継続して7日以上入院した場合（ただし日本滞在中に医師の治療を開始した場に限ります。）（注1） ⑧訪日外国人旅行者が、日本滞在中の自殺行為により180日以内に死亡し、または継続して7日以上入院した場合 ⑨訪日外国人旅行者が、日本滞在中に行方不明となり、48時間を経過しても発見されなかった場合 （注1）「支払責任の拡大に関する特約」が付帯されている場合は、入院日数を「3日以上」とします。	被保険者（外国人受入れ先等）が事故発生の日からその日を含めて180日以内に負担した次の費用をお支払いします。 (1) 役員、使用人または代理人を現地に派遣したときの費用 ①交通費 ②宿泊費 ③渡航手続費 ④出張手当（1人1日につき1万円が限度、出張規定がない場合は1人1日につき5,000円とします。） (2) ランドオペレーターに事故対応のために支払った費用（1人1日につき1万円が通算して50日分を限度とします。） (3) 被保険者が必要とした通話費用 (4) 被保険者が訪日外国人旅行者の法定相続人またはその代理人と対応したときの下記の緊急応対関係費用 ①ホテル、事務所等の対施設性上げ費用 ②訪日外国人旅行者の法定相続人またはその代理人が日本国内における被保険者の営業店舗または被保険者の指定する連絡場所を訪問したときの交通費（宿泊費（宿泊費については1名につき14日分）を除く） (5) 左記③に該当した訪日外国人旅行者の捜索活動のために被保険者が負担した現地捜索費用 (1) 訪日外国人旅行者の救援者（法定相続人またはその代理人）が捜索、看護、事故処理等のために現地に赴いた場合に、被保険者が負担した次の費用（計2名限度）（注1） ①交通費…救援者の住所から現地までの往復交通費および現地交通費 ②宿泊費…現地における救援者の宿泊費（1名につき14日分を限度） ③渡航手続費…旅券印紙代、査証費、予防接種料等 （注1）「支払責任の拡大に関する特約」が付帯されている場合で、入院日数が3日から6日までの場合は1名を限度とします。 (2) 被保険者が負担した次の費用 ①遺体移送費および遺体処理費 ②傷者移動費	①保険契約者、被保険者または訪日外国人旅行者の故意または重大な過失による事故 ②訪日外国人旅行者の犯罪行為、または闘争行為（けんか）による事故 ③無資格運転または酒気帯び運転（酔いつぶれた状態での運転を含む。）麻薬等により正常な運転ができない状態での運転中に生じたケガ ④地震、噴火、津波、戦争、その他の変乱による事故 ⑤核燃料物質による事故 ⑥ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗などの危険なスポーツなどを行っている間の事故 ⑦外科的手術やその他の医療処置による事故。ただし弊社が保険金を支払うべきケガを負傷する場合は自動車、原動機付自転車、モーターボート等による闘争、競争、興行（練習を含む）または試運転している間、もしくは競技場でのフリー走行等を行っている間に被った事故 など
	見舞費用 ①訪日外国人旅行者が、日本滞在中に発病した疾病（妊娠、出産、早産、流産）により、継続して7日以上入院した場合（ただし日本滞在中に医師の治療を開始した場に限ります。）（注1） ②訪日外国人旅行者が、日本滞在中の自殺行為により180日以内に死亡し、または継続して7日以上入院した場合 ③訪日外国人旅行者が、日本滞在中に行方不明となり、48時間を経過しても発見されなかった場合 （注1）「支払責任の拡大に関する特約」が付帯されている場合は、入院日数を「3日以上」とします。	訪日外国人旅行者またはその法定相続人に対して被保険者が負担した次の費用をお支払いします。 ①弔慰金…訪日外国人旅行者が死亡したとき実際に負担した費用（1名につき30万円を限度） ②葬儀金…訪日外国人旅行者が死亡以外のとき実際に負担した費用（1名につき10万円を限度）	
	臨時費用 事故対応策費用保険金および救援者費用保険金の合計額の20%をお支払いします。（事故に遭遇した訪日外国人旅行者数×30万円が上限。出張手当は対象となりません。）	事故対応策費用保険金および救援者費用保険金の合計額の20%をお支払いします。（事故に遭遇した訪日外国人旅行者数×30万円が上限。出張手当は対象となりません。）	
国内旅行傷害保険	傷害治療費用保険金 訪日外国人旅行者が、日本国内において旅行行程中に、発病した疾病（妊娠、出産、早産、流産）により、医師の治療を受けた場合	被保険者が負担した次の費用のうち、弊社が妥当と認めた金額を傷害治療費用保険金額を限度としてお支払いします。ただし、日本滞在中に要した費用に限ります。 (1) 医師または病院に支払った診療関係・入院関係費用（緊急移送費、治療を要する場合において医師の指示によりホテルで静養する場合のホテル客室料などを含みます。） (2) 治療のために必要となった通訳雇入費用、交通費 (3) 葬手、葬儀の修繕費 (4) 訪日外国人旅行者の入院により必要となった次の費用。ただし1回のケガにつき①と②合計で20万円を限度とします。 ①国際電話料等通信費、②身の回り品購入費（5万円限度とします。） (5) 訪日外国人旅行者が治療のために旅行行程を離脱した場合に、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻しを受けた金額を超過することを予定していた金額は差し引きます。） (6) 保険金請求のために必要な医師の診断書費用	①保険契約者、被保険者または訪日外国人旅行者の故意または重大な過失によるケガ ②訪日外国人旅行者の自殺行為・犯罪行為または闘争行為（けんか）によるケガ ③無資格運転または酒気帯び運転（酔いつぶれた状態での運転を含む。）麻薬等により正常な運転ができない状態での運転中に生じたケガ ④地震、噴火、津波、戦争、その他の変乱によるケガ ⑤核燃料物質によるケガ ⑥ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗などの危険なスポーツなどを行っている間のケガ（※1） ⑦妊娠、出産、早産、流産または外科的手術やその他の医療処置によるケガ。ただし弊社が保険金を支払うべきケガを負傷する場合はお支払いします。 ⑧自動車、原動機付自転車、モーターボート等による闘争、競争、興行（練習を含む）または試運転している間、もしくは競技場でのフリー走行等を行っている間に被ったケガ （※1）⑥については、あらかじめ所定の割増保険料をお支払いいただいている場合には保険金をお支払いいたします。
	疾病治療費用保険金 訪日外国人旅行者が、日本国内において旅行行程中に、発病した疾病（妊娠、出産、早産、流産）により、医師の治療を受けた場合	被保険者が負担した次の費用のうち、弊社が妥当と認めた金額を疾病治療費用保険金額を限度としてお支払いします。ただし、日本滞在中に要した費用に限ります。 (1) 医師または病院に支払った診療関係・入院関係費用（緊急移送費、治療を要する場合において医師の指示によりホテルで静養する場合のホテル客室料などを含みます。） (2) 治療のために必要となった通訳雇入費用、交通費 (3) 訪日外国人旅行者の入院により必要となった次の費用。ただし1疾病（合併症および続発症を含む。）につき①と②合計で20万円を限度とします。 ①国際電話料等通信費、②身の回り品購入費（5万円限度とします。） (4) 訪日外国人旅行者が治療のために旅行行程を離脱した場合に、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻しを受けた金額を超過することを予定していた金額は差し引きます。） (5) 保険金請求のために必要な医師の診断書費用 (6) 法令にもとづく公的機関より、病原体に汚染された場所の消毒を命じられた場合にその消毒に要した費用	①保険契約者、被保険者または訪日外国人旅行者の故意または重大な過失により発病した疾病 ②訪日外国人旅行者の自殺行為・犯罪行為または闘争行為（けんか）により発病した疾病 ③その他の変乱により発病した疾病 ④核燃料物質等の有害な特性により発病した疾病 ⑤頸部症候群（むちうち症）腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他所見のないもの ⑥ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山など
国内旅行傷害保険	傷害死亡保険金 日本国内において旅行行程中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故発生の日からその日を始めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。（注）すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	①保険契約者、被保険者または訪日外国人旅行者の故意または重大な過失によるケガ ②自殺行為・犯罪行為または闘争行為（けんか）によるケガ ③無資格運転または酒気帯び運転（酔いつぶれた状態での運転を含む。）麻薬等により正常な運転ができない状態での運転中に生じたケガ ④疾病、脳疾患または心臓疾患によるケガ ⑤地震、噴火、津波、戦争、その他の変乱によるケガ ⑥核燃料物質によるケガ ⑦頸部症候群（むちうち症）腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他所見のないもの ⑧ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗などの危険なスポーツなどを行っている間のケガ（※1） ⑨妊娠、出産、早産、流産または外科的手術やその他の医療処置によるケガ。ただし弊社が保険金を支払うべきケガを負傷する場合はお支払いします。 ⑩自動車、原動機付自転車、モーターボート等による闘争、競争、興行（練習を含む）または試運転している間、もしくは競技場でのフリー走行等を行っている間に被ったケガ （※1）⑥については、あらかじめ所定の割増保険料をお支払いいただいている場合には保険金をお支払いいたします。
	傷害後遺障害保険金 日本国内において旅行行程中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故発生の日からその日を始めて180日以内に身体の一部を失った、重大な機能障害を残すなど身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度（第1級～第14級）に応じて、後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 死亡後遺障害保険金額 × 100%～4% = 後遺障害保険金の額 （注）保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
国内旅行傷害保険	賠償責任保険金 日本国内において旅行行程中の偶然な事故により、あやまって他人の財物をこわしたり、他人にケガをさせた、または法律上の損害賠償責任を負ったことにより損害を被った場合 （注1）被保険者が所有、使用または管理している他人の財物に生じた損害に対する損害賠償責任は弊社がお支払いできません。 例）友人から借りたカメラを破壊した場合 （注2）ホテル、旅館等の宿泊施設の客室および客室内の動産（客室内のセイフティーボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害は弊社がお支払いの対象となります。 （注3）レンタル業者から、契約者または被保険者が借入れた旅行用品または生活用品は保険の対象となりません。	損害賠償金および弊社の同意を得て支出した費用（応急手当、護送費用、訴訟賠償金など）の合計額をお支払いします。 （注1）損害賠償金については、1回の事故につき、損害賠償責任保険金額を限度とします。 （注2）弊社があらかじめ認めた応急手当、護送その他緊急措置に要した費用などは保険金額にかかわらずお支払いしますが、訴訟費用、弁護士報酬、または仲裁費、和解もしくは調停費用については、一部お客様負担となる場合があります。 （注3）賠償金額等の決定には、事前に弊社の承認が必要です。 先取特権 被害者は、被保険者の弊社に対する保険金請求権について先取特権を有します。	①自動車（ゴルフカートを含みます）、原動機付自転車、航空機、船舶（モーターボートを含みます。）、銃器（空気銃を除きます。）等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ②保険契約者または被保険者の故意による損害賠償責任 ③被保険者または被保険者の指図による暴行または殴りこみによる損害賠償責任 ④同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑤職務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上生じた損害賠償責任） ⑥心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑦地震、噴火、津波、戦争、その他の変乱により生じた損害 ⑧借付した物、預かった物に対する損害に対する損害賠償責任 など